

# 益田市立保育施設指定管理者公募要領

益田市福祉環境部子ども福祉課

令和8年5月

## 1 目的

---

益田市が設置する「益田市立保育施設（以下「保育施設」という。）」について、益田市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、保育施設の設置目的等を効果的に達成することができる指定管理者の募集に関して、必要な事項を定めるものとする。

## 2 募集概要

---

- (1) 業務内容：益田市立保育施設指定管理仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりにする。
- (2) 指定期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。  
ただし、議会の議決により確定する。
- (3) 募集数：1 事業者
- (4) 指定管理料：保育施設の運営・管理に必要な額とする。（参考額は仕様書に記載）

## 3 資格要件

---

保育所等の児童福祉事業運営経験を有し、かつ運営に熱意のある社会福祉法人（以下「法人」という。）であり、次の各項目の全ての要件を満たしていること。

- ①令和 8 年 4 月 1 日時点において、益田市内で認可保育所又は認定こども園を運営している法人であること。
- ②法人の代表者、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと関係を有する者でないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程により、一般競争入札への参加を排除されていないこと。
- ④本市から入札の参加資格を取り消されていないこと。
- ⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- ⑥国税または地方税を滞納していないこと。
- ⑦経営状態に問題があると判断される法人（銀行取引停止処分、差押え、破産等が適用される状態にある法人）でないこと。

## 4 申請手続き

---

- (1) スケジュール  
6 月 15 日（月） 公募開始、質問書の受付開始（6 月 25 日締切）  
7 月 15 日（水） 申請書等の提出締切  
（7/15 までに申請者がいない場合は、8 月 14 日（金）まで延長を行う）

8月～11月 審査（ヒヤリング、選定）、選定の結果通知

1月12日（火） 指定管理者指定の通知

(2) 質問書の受付及び回答

本公募要領及び仕様書について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

①受付期間：6月15日(月)～6月25日(木)15時まで

②提出様式：益田市立保育施設質問表（様式第9号）

③提出方法：電子メール（件名を「益田市立保育施設質問書」とすること）

アドレス：[kosodate@city.masuda.lg.jp](mailto:kosodate@city.masuda.lg.jp)

④回答方法等

- ・電子メールで回答する。
- ・本公募要領等に関係のない質問や、質問者の提案しようとする内容についての是非を問うものについては回答を行わない。

(3) 申請書等の受付

応募をする場合は、次のとおり提出すること。

①受付期間：6月15日(月)～7月15日(水)16時必着

②提出様式：次の様式及び様式に定めている添付書類

- ・益田市立保育施設指定管理に係る申請
- ・申請者の概要書（様式第1号）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・企画提案書（様式第3号）
- ・益田市立保育施設の収支予算書（様式第4号）
- ・職員配置計画及び勤務表（様式第5号）
- ・益田市立保育施設の特別保育事業（様式第6号）
- ・益田市立保育施設の自主事業計画書（様式第7号）
- ・益田市立保育施設の年間行事予定（様式第8号）

③提出部数：正1部 副8部

④提出方法：申請書等の提出は持参とする

[提出先] 〒698-0024 益田市駅前町17番1号

益田市福祉環境部子ども福祉課 保育係まで

⑤留意事項

- ・受付期限までに所定の書類が整わなかった場合は受付しない。
- ・上記②の提出様式（以下「申請書等」という。）の著作権は申請者に帰属する。ただし、益田市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合は、申請書等の内容を無償で利用できるものとする。
- ・申請手続に要した経費は申請者の負担とする。
- ・提出された申請書等は返却しない。

- ・申請手続き後に辞退をする場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ・益田市が必要とする場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

## 5 指定管理者の候補者の選定

---

### (1) 審査内容について

指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、選定基準に基づいた書類審査（資格要件及び企画提案書等）及び申請者へのヒアリングを行い、指定管理候補者を選定する。

### (2) 書類審査（資格要件）

本公募要領の3 資格要件について書類審査を行う。

### (3) 書類審査（企画提案書等）

「益田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、「益田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に基づく認可・確認基準を備えていることを前提とし、家庭的保育事業の適正かつ安定した運営が見込めるかを書類審査する。選定基準は次のとおりとする。

- ①全ての利用児童が平等に保育利用ができること
- ②企画提案書等の内容が保育施設の効用を最大限に発揮するとともに費用対効果を総体的に高めるものであること
- ③企画提案書等の内容に沿った管理を安定的に行う経営能力及び人的能力を有していること

### (4) ヒアリング

選定委員会は、申請者に対して20分程度の質疑応答を行う。

### (5) 指定管理候補者の選定

選定委員会は、書類審査の結果により指定管理者候補者を選定する。

### (6) 審査の結果通知

審査終了後10日以内に選定結果を申請者へ通知する。

### (7) 留意事項

申請者が次の要件に該当する場合は、審査の対象及び指定管理者候補者から除外する。

- ①申請書等に虚偽又は不正があった場合
- ②選定委員会の委員に個別に接触した場合
- ③その他不正な行為があった場合

## 6 指定管理者の指定

---

### (1) 指定管理者の指定手続きについて

指定管理者候補者については、議会による議決を経て指定管理者として指定

される。

## **7 指定管理者指定後の手続き**

---

### (1) 協定書の締結

業務の内容に関する細目的事項、指定管理に係る指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について指定管理者と益田市との間で協議し、協定を締結する。

### (2) その他

指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定書を締結しないことがある。

- ①指定管理の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ②著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## **8 問い合わせ先**

---

〒698-0024 益田市駅前町17番1号 益田市福祉環境部子ども福祉課 保育係

TEL : 0856-31-1380 / FAX : 0856-23-7134

E-mail : kosodate@city.masuda.lg.jp